

広島県告示第六百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十九年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
シルトピア油木ヘル パーステーション	油木町ホームヘルパ ーステーション	神石郡神石高原町油木甲五 〇七一番地一	平成一六年一月五日
ファーマシイ薬局吉 田中央	ファーマシイ吉田中 央薬局	安芸高田市吉田町吉田三七 八二番地八	平成二九年九月一日